



日・豪物品役務相互提供協定(日豪ACSA)



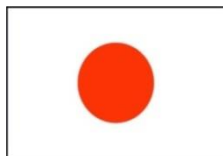
- ◆ 日・豪物品役務相互提供協定(日豪ACSA)は、**自衛隊と豪軍との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組み**を定める協定(平成25年に締結。)
- ◆ **平和安全法制により、自衛隊から豪軍に対して実施し得る物品・役務提供の内容が拡大**されたことを踏まえ、現行の日豪ACSAに定める決済手続等の枠組みを適用できるようにするため、現行の日豪ACSAに代わる**新協定**を作成するもの。
- ◆ 平成29年1月14日、草賀純男駐豪大使とブルース・ミラー駐日大使との間で署名。

提 供

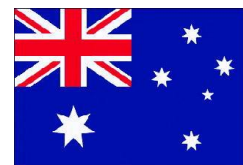
本協定の適用対象(※)

- 自衛隊と豪軍の双方が参加する訓練のための物品役務提供【第1条1a】
- PKO、**国際連携平和安全活動**、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供【第1条1b】
- 外国での緊急事態における自国民等の**保護措置**又は輸送のための物品役務提供【第1条1c】
- 連絡調整その他の日常的な活動のための物品役務提供【第1条1d】
- **それぞれの国の法令により物品役務提供が認められるその他の活動**のための物品役務提供【第1条1e】

自衛隊



豪軍



提 供

(※) 赤字は平和安全法制を踏まえて新たに盛り込むもの。

提供される物品・役務の区分

食料 水 宿泊 輸送 燃料・油脂・潤滑油 被服 通信業務 衛生業務 基地活動支援 保管業務 施設の利用
訓練業務 部品・構成品 修理・整備業務 空港・港湾業務 **弾薬(注)** ※なお、武器については提供対象ではない

(注) 提供される物品について、平和安全法制の内容を踏まえ、弾薬の提供を本協定の適用対象とする。

本協定の締結によって、自衛隊と豪軍との間の緊密な協力を促進し、国際の平和と安全に対する更なる積極的な貢献を追求する活動において、自衛隊と豪軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与する。